

## 第30号答申

### 第1 審査会の結論

長野県公安委員会に対して申し立てた

教習所のテキストに関する申立てについて

更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについて

の2件の申立文書の受理及び処理に関する次の文書等

- (1) 受理簿(本件の受理ページ)及び本件添付文書等
- (2) 苦情受理票及び本件添付文書等
- (3) 苦情処理票及び本件添付文書等

(以下「本件公文書」という。)については、これを管理しておらず公開しないこととした長野県公安委員会(以下「実施機関」という。)の処分は妥当である。

### 第2 異議申立ての経過

- 1 異議申立人は、平成14年12月6日付けで本件公文書の公開請求を長野県情報公開条例(平成12年長野県条例第37号。以下「条例」という。)に基づいて行った。
- 2 実施機関は、この請求に対し、平成14年12月20日付けで本件公文書を管理していないとする公文書不存在の決定を行った。
- 3 異議申立人は、この決定に対し、平成14年12月25日付けで本件公文書の全部公開を求める旨の異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が意見書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- 1 教習所のテキストに関する申立て及び更新時講習に交付を受けた資料等に関する申立てについての2件の申立てについては、実施機関はこれを受理して誠実に検討処理する義務がある。

したがって、受理から処理にそごをきたさないようこれらの文書を管理するための受理簿（票）や処理簿（票）といったものの作成が義務づけられており、受理簿（票）や処理簿（票）が存在するはずである。

- 2 受理簿等は、実施機関が作成した公文書であり、保存期間も長期間のはずである。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が意見書及び意見陳述で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- 1 警察法第78条の2の規定に基づき、都道府県警察の職員の職務について苦情のある者は、都道府県公安委員会に対し、苦情の申出の手続に関する規則に定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができ、都道府県公安委員会は、法令の規定に基づきこれを誠実に処理するとともに、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならないと規定されている。

警察職員の職務執行に関する苦情とは、警察職員が職務執行において、違法、不当な行為をしたりなすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして個別具体的にその是正を求める不服又は警察職員の不適切な態様に対する不平不満と定義されている。

- 2 苦情の申出を受けた場合は、長野県公安委員会の苦情処理に関する規程（平成13年長野県公安委員会規程第5号）により警察本部の総務課長は「苦情受理簿」に苦情申出書の受理の状況を記録し、警察本部長は「苦情受理票」により速やかに公安委員会に報告することになっている。当該報告を受けた公安委員会は、苦情の事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を警察本部長に指示し、警察本部長は、当該調査及び措置の状況を「苦情処理票」により公安委員会に報告することになっている。

- 3 警察法に規定する苦情以外の意見・要望を受理した場合の事務処理については、法令等に明文の規定がないため、当該意見・要望は、警察本部長に集

約し、警察本部長は、必要がある申出については、事実関係の調査等を行ってその内容を把握した後、各公安委員に個別に説明し決裁を受けて処理している。

したがって、意見・要望を受理した場合には、長野県公安委員会の苦情処理に関する規程に基づく「苦情受理簿」、「苦情受理票」及び「苦情処理票」は作成していない。

4 異議申立人が実施機関へ申し立てた申出内容は、意見・要望であり、警察職員の職務執行に関する苦情とは認められないものであったため実施機関に対する意見・要望として処理したことから、本件公文書は、いずれも作成していない。

5 異議申立人の申出については、実施機関への意見・要望として、個別決裁扱いにしたものである。

その際に作成した文書については、長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程第10条第1項第4号に規定する公安委員会が自ら管理することとした文書に該当するため、保存期間は文書回答後1年未満と定められており、平成14年2月18日、異議申立人に対して「申立てに対する回答について」の文書を手渡したことから、既に廃棄となっている。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、審査に当たり、条例の目的に従い、公文書の公開を求める権利が十分尊重されるように配慮するとともに、異議申立人及び実施機関双方に対して文書及び口頭による主張の機会を与え、公正な審査に努めた。

1 警察職員の職務執行についての苦情申出を受けた場合は、警察本部の総務課長は「苦情受理簿」に苦情申出書の受理の状況を記録し、警察本部長は「苦情受理票」により速やかに公安委員会に報告し、当該報告を受けた公安委員会は、苦情の事実関係の調査及びその結果を踏まえた措置を警察本部長に指示し、警察本部長は、当該指示に基づき苦情の事実関係の調査を行い、その結果を踏まえた措置を講じたときは、当該調査及び措置の状況を「苦情処理票」により公安委員会に報告するという手順になっていることが確認できた。

警察法に規定する苦情以外の意見・要望を受理した場合の事務処理につい

ては、苦情の処理とは異なり法令等に明文の規定がないため、当該意見・要望は警察本部長に集約し、警察本部長は、必要がある申出については、事実関係の調査等を行ってその内容を把握した後、各公安委員に個別に説明し決裁を受けて処理するという手順になっていることが確認できた。

本件申立ての内容をみると、警察法に規定する警察職員の職務に関するものでない以上、実施機関で苦情に当たらないと判断したことは、不適切な取扱いであったとは考えない。

したがって、異議申立人の申立ての処理について、公安委員に個別に説明し決裁を受けて処理したことにより、本件公文書は作成されていないという実施機関の主張に特別不合理な点は認められない。

- 2 一般論としては、申立てに対処するため個別に決裁された際に作成された文書を文書回答後に短期間で廃棄したという処理が適切であるかどうか疑問がないわけではないが、この処理は長野県公安委員会の文書取扱いに関する規程に基づき処理されており、実施機関で個別決裁された際に作成された文書は存在しないとの実施機関の主張・運用に特別不当な点があったとまでは認められない。

よって、冒頭第1の結論に達したものである。

## 第6 附帯意見

本県の情報公開制度においては、公開請求があった文書が文書規程による保存期間の経過により廃棄されるなど存在しない場合には、公文書不存決定の手続を行うこととされている。

しかしながら、異議申立人は、実施機関あての意見・要望は実施機関において処理されず、補佐機関である警察本部が集約し実質的に処理しているのではないかとの疑念から、本件公文書の公開を求めたものと当審査会は受けとめた。

実施機関に対する申立ての内容については、申立人に対し警察法に規定する苦情なのか、それ以外の意見・要望なのかをできる限り早い時点から明確にすることが望まれる。

公安委員会は、申立てに関する処理手続をより透明化するとともに、適切・公平に処理している実態を可能な限り明らかにすることが一層県民の信頼に尽きるものと当審査会は考えるので、公安委員会制度に期待されているこ

これらの要請を踏まえた対処をされるよう希望する。

## 第7 審査経過

平成15年1月16日 諮問  
2月17日 審査会において諮問内容説明  
3月25日 実施機関から提出された理由説明書及び異議申立  
人から提出された意見書説明  
5月26日 審議、実施機関からの意見聴取  
6月18日 審議  
7月25日 審議、異議申立人からの意見聴取  
8月20日 審議  
9月22日 審議  
調査審議終結